知って微立つ!

了这年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が 十分でなく、法律行為における意思決定が困難な方について、財産と権利を守る援助者 (成年後見人等)を選ぶことでご本人を法律的に支援する制度です。

「親が認知症になったら?」、「将来に備えて後見人を決めておいた方がいいの?」 判断能力が不十分な方のための「法定後見」、自分が元気なうちから将来に備えておく 「任意後見」についてポイントを説明していただきます。

□ 申 令和5年3月4日(土)10時~12時(受付開始9時30分~)

会 場 東村山市社会福祉協議会 地域福祉活動室

講 師 司法書士 大坂谷 扶美枝氏

(公益社団法人成年後見センターリーガルサポート東京支部)

定員 先着 30名

参加費無料

申込み 2月3日(金)からお電話にてお申込みください

(受付時間:平日午前9時~午後5時)

聞合せ 東村山市社会福祉協議会 権利擁護係

TL 042-394-7767(直通)
